

■公共施設等総合管理計画の策定方針

【計画の目的】

人口減少や少子高齢化の進行、利用者ニーズの変化、依然として続く厳しい財政状況のなか、公共施設等の現状や課題を把握し、長期的な視点のもと、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このため、公共施設等のマネジメントを推進し、その機能を維持しつつ、総合的かつ計画的な管理を推進するため、「亶理町公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

【計画対象施設と計画期間】

本計画で対象とする公共施設は、本町が所有する公有財産のうち、庁舎などの公共建築物のほか、道路、橋りょう、上下水道施設などのインフラ施設を対象とします。

また、長期的視点に立った公共施設等の管理を推進するため、全体の計画期間を平成 29 年（2017 年）～平成 68 年（2056 年）までの 40 年間とし、概ね 10 年単位に見直すことを基本とします。

初期の計画期間は、第 5 次亶理町総合発展計画との整合を図るため、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間とします。

全体計画期間	平成 29 年度 から 平成 68 年度 : 40 年間 (2017 年度) (2056 年度)
初期計画期間	平成 29 年度 から 平成 38 年度 : 10 年間 (2017 年 4 月) (2027 年 3 月)

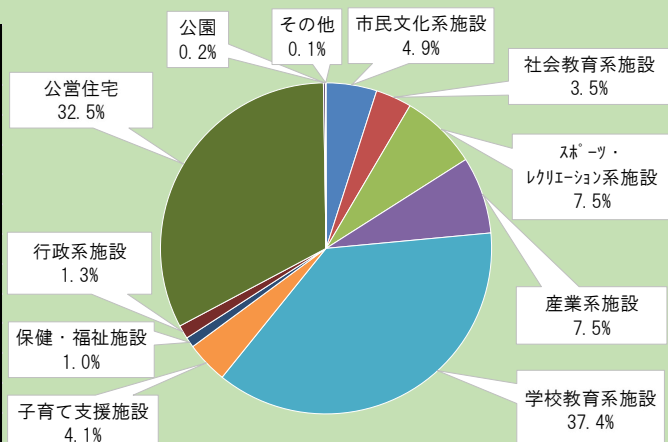
■公共施設等の現状と課題

【町の公共施設等の状況】

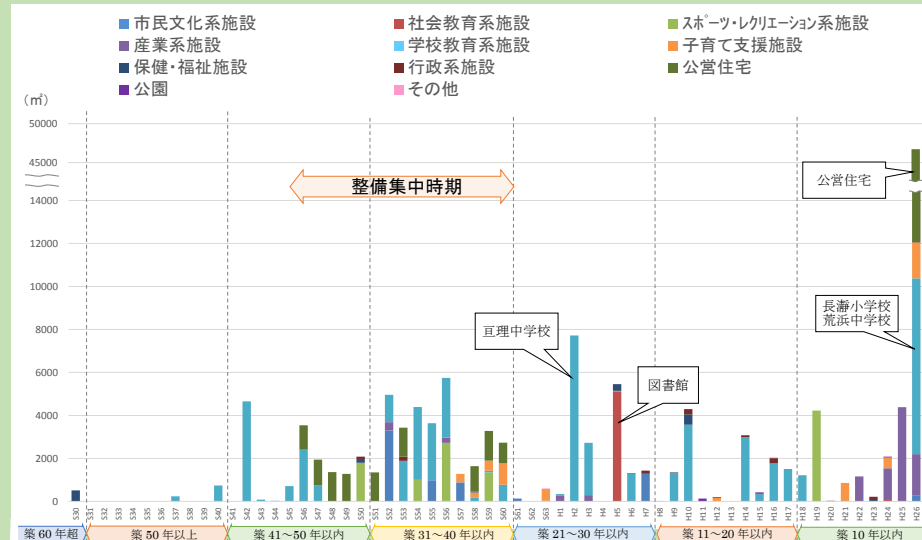
本町が所有する公共施設（建築物）の総延床面積は約 148,408 m²となっています。

その中で最も延床面積が多いのは、学校教育系施設 (55,338 m²) で、総延床面積の 37.4%を占めています。次いで公営住宅 48,255 m² (32.5%)、産業系施設 (いちごハウスを除く) 11,170 m² (7.5%)、スポーツ・レクリエーション施設 11,162 m² (7.5%) の順となっています。

施設大分類	延床面積 (m ²)	面積割合 (%)
市民文化系施設	7,345	4.9
社会教育系施設	5,216	3.5
スポーツ・レクリエーション系施設	11,162	7.5
産業系施設	11,170	7.5
学校教育系施設	55,338	37.4
子育て支援施設	6,075	4.1
保健・福祉施設	1,500	1.0
行政系施設	1,973	1.3
公営住宅	48,255	32.5
公園	284	0.2
その他	90	0.1
合計	148,408	100.0



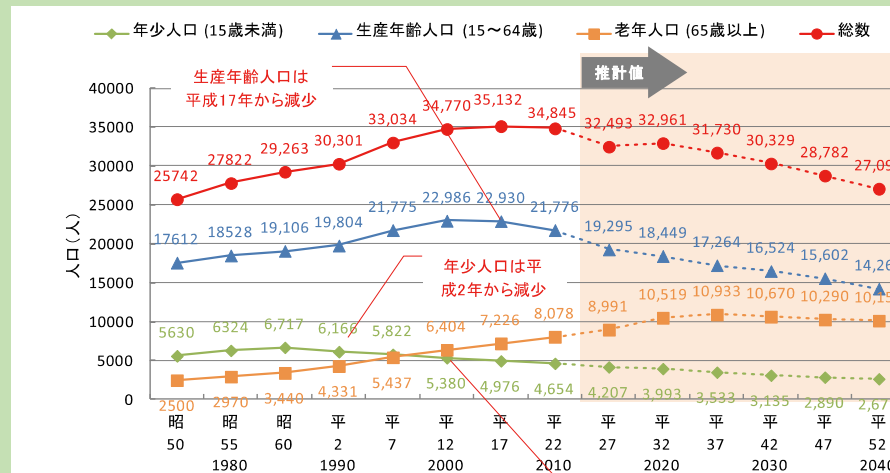
【年度別建築床面積の状況】



本町の公共施設（建築物）は、昭和 45 年度頃から昭和 60 年度頃にかけて集中的に整備されています。

また、建築後の経過年数を見ると、大規模改修が必要な時期の目安とされる**建築後 30 年以上経過した建物が 49,655 m² (33.4%)**あり、概ね**全体の 3 分の 1**を占めています。

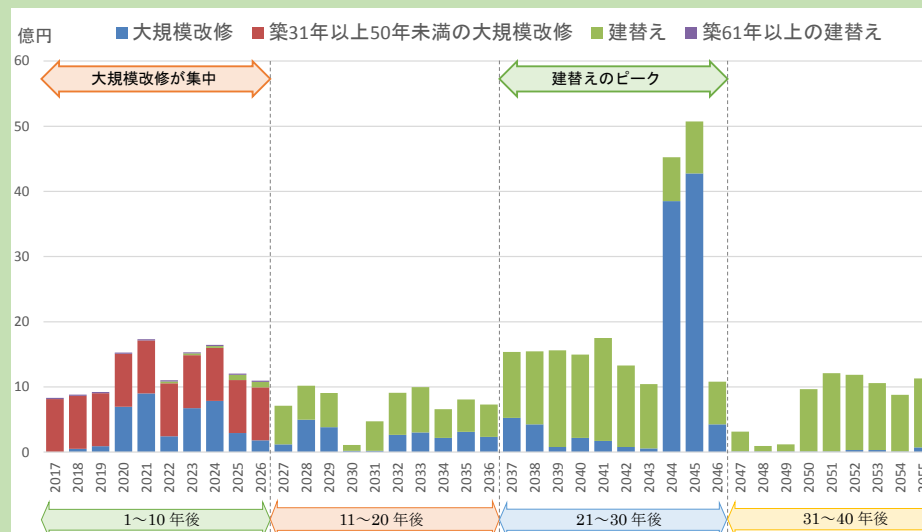
【人口の推移(推計)】



本町の人口はこれまで増加傾向で推移していましたが、平成 22 年に減少傾向に転じており、**今後の人口見通しにおいても、減少傾向で推移することが予測されています。**

また、年齢 3 区分別の人口推移では、**年少人口や生産年齢人口が減少を続ける一方、老年人口は増加傾向で推移し、平成 52 年には町全体の 37.5%が 65 歳以上となり、生産年齢人口 1.41 人で 1 人の老年人口を支えることとなります。**

【公共施設の将来更新費(推計)】



公共施設（建築物やインフラ施設）の**今後 40 年間に必要な更新費用の総額は約 1,221 億円**で、年平均にすると約 30.5 億円の費用が必要になると見込まれます。

近年における町の投資的経費は年平均で約 9.3 億円となっており、現在の施設量を今後とも保有し続ける場合、**更新費用は年間で約 21.2 億円が不足すると見込まれます。**

(投資的経費)	(更新費)	(不足額)
9.3 億円/年	30.5 億円/年	21.2 億円/年

■公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等に関する基本的認識を踏まえ、町の人口予測や、町民ニーズ、財政状況の見通しなどを踏まえながら、公共施設等を効果的・効率的に運用するために、公共施設等の管理に関する基本方針を定めます。

①施設の複合化や統廃合による「施設保有量の最適化」と「適正配置」

②計画的な点検・診断の実施と予防保全型維持管理の推進による「施設の長寿命化」

③管理手法の見直しや民間活力の導入による「管理コストの削減」

④遊休資産の積極的な利活用や譲渡による「財源の確保」

(1) 点検・診断等の実施方針

- 施設の安全性を確保するために、点検・診断等を日常的及び定期的の実施し、計画的な改修や修繕を行い、施設の機能維持に努めます。
- インフラ施設については、国や県などが定めた点検・診断等に係る各種指針に従い、適切な点検・診断等を実施し、長寿命化計画の策定に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 計画的な「予防保全型」の維持管理へ転換を図り、予期しない不具合の発生や、修繕にかかる時間や費用を抑え、施設利用者の安全で快適な利用環境の維持、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
- 施設の更新・大規模改修については、施設ごとの適正配置等を検討するとともに、老朽化等の施設の状況、耐用年数及び施設の利用状況等を総合的に判断し実施します。

(3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断等の結果において危険性が認められた施設等については、町民の安全を第一に考え、早期の改修工事等を行い、人損や物損の防止に努めます。
- 用途を廃止し、老朽化が著しい建物については、事故等を防止するために解体撤去を進めます。

(4) 耐震化の実施方針

- 亘理町耐震改修促進計画に基づき、公共施設等の耐震化に取り組んでおり、学校教育系施設などの多数の者が利用する特定建築物や、集会所などの防災上重要な建築物については耐震化率が100%となっています。
- 今後も、他の公共施設について、施設の重要性や劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、耐震診断・耐震改修を計画的に実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

- 今後も長期的に継続して使用する施設については、「予防保全型」の考え方に基づき、計画的な維持管理・修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- 長寿命化計画を策定済みのインフラ施設については、本計画との整合を図りながら長寿命化等の対策を進めます。

(6) 統合や廃止の実施方針

- 統合や廃止の実施にあたっては、施設が町民に提供している行政サービスの必要性について考慮した上で、施設の利用状況や費用対効果、老朽化の状況等を精査し、地域住民との合意形成を図りながら進めます。
- 今後も必要な施設の更新においては、施設の複合化や多機能化について検討するほか、まちのにぎわいづくりや利便性を考慮するなど、まちづくりの観点も含めた施設の再編を推進します。

■施設類型ごとの管理に関する基本方針

【公共施設】

(1) 市民文化系施設

- 緊急性の高い施設から優先順位を設定し、大規模改修工事を実施するなど、計画的な長寿命化を図ります。
- 施設の建替えなどの際には、町民ニーズなどを踏まえながら、施設の役割の明確化や規模の適正化に努めるとともに、適切な配置について検討します。

(2) 社会教育系施設

- 図書館は、教養と文化の発信拠点としての従来の役割を維持しながら、地域コミュニティの創出など、新たな施設のあり方について検討します。
- 郷土資料館は、町民ニーズに沿った施設のあり方を検討し、文化の継承拠点としての運営を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

- 町民ニーズを考慮し、基本的には既存施設を継続的に利用し、適切な維持管理をしながら、長寿命化を進めます。
- 大規模改修時期を過ぎた施設については、施設の利用状況などを踏まえ、施設機能の統合も含めた施設のあり方について検討します。

(4) 産業系施設

- 施設機能を引き続き維持・確保するとともに、6次産業化など、経営の多角化の動きも活発化している状況を踏まえながら、施設機能の拡充や再編について検討します。

(5) 学校・教育系施設

- 義務教育施設としての役割のほか、地域コミュニティの活動拠点、災害時の防災拠点、地域スポーツの活動拠点など、施設利用の多様性を踏まえた適切な維持管理を図ります。
- 学校施設の適正規模・適正配置を検討しながら、長寿命化計画を策定します。

(6) 子育て支援施設

- 利用人数の推移を見極めながら、施設整備について検討を進めるとともに、指定管理者制度の導入など、民間による運営の可能性について検討します。
- 存続が必要な施設については、計画的な改修や修繕を行い、適正な維持管理に努めます。

(7) 保健・福祉施設

- 民間運営による高齢者・障がい者（児）施設が増加している社会情勢を踏まえて、指定管理者制度の導入など民間事業者による工夫やノウハウを活かした管理運営を検討します。

(8) 行政系施設

- 本庁舎は、保健福祉センターとともに建設計画が進行しており、一日でも早い町民サービスの回復を目指すとともに、3箇所の交流センターについては本庁との連携により、町民に親しまれ、安心して利用できる施設となるよう、適切な維持管理に努めます。

(9) 公営住宅

- 「亘理町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的な管理・運営を図り、施設の長寿命化を推進します。

(10) その他の施設

- 駅前広場に設置されたトイレ等の施設は、駅利用者などの安全で快適な施設利用のため、老朽化の進捗等を踏まえた改修やバリアフリー化など、道路整備等とあわせた施設機能の向上を図ります。

【インフラ系施設】

(1) 道路

- 道路パトロールを強化し、道路状況の的確な把握に努め、改良・修繕の迅速な対応など、適切な維持管理に努めます。
- 施設の維持管理に関する計画や方針等の策定に努め、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、限られた財源を有効活用します。

(2) 橋りょう

- 橋りょうの定期点検の実施により損傷状況を把握し、適切な修繕を図るなど、橋りょうの安全性向上に努めます。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防的な修繕・補修を実施するとともに、長寿命化を図りながら、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 上水道

- 震災後は埋設管の耐震化が重要となっていることから、計画的に耐震管による整備を進めます。
- 耐用年数を過ぎた管渠については耐震化とともに効率的・効果的な更新に努めます。

(4) 下水道

- 「公共下水道整備計画」に基づき、計画的な整備を推進します。
- 既設埋設管については、定期点検を実施しながら効率的・効果的な修繕に努め、長寿命化を推進するとともにライフサイクルコストの低減を図ります。

(5) 公園

- 日常的な点検等による維持管理の実施や、計画的な修繕・更新による長寿命化に努めます。
- 住民が公園の管理運営に参画する機会を確保するなど、町民との協働による公園管理のあり方について検討します。